

「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例等施行規則」の一部改正に関する意見公募について

横浜市では、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づき平成 20 年に策定した「横浜市景観計画」について、景観推進地区として新たに山手地区を追加する変更を令和元年 7 月に行いました。また、山手地区における届出対象行為及び特定届出対象行為を定める等のため、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年 2 月横浜市条例第 2 号）」の一部を改正しました（令和元年 9 月成立）。この変更に伴い、届出時に必要な届出書の添付図書及び届出の対象となる工作物を定めるために、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例等施行規則」の一部を改正することを予定しています。

つきましては、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 ご意見公募期間

令和元年 10 月 7 日（月）から令和元年 11 月 5 日（火）まで
（必着。郵送の場合は当日消印有効）

2 ご意見提出方法

「意見提出書」に記入し、次のいずれかの方法により、ご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：tb-keikan@city.yokohama.jp

横浜市都市整備局景観調整課 景観担当あて

(2) 郵送の場合

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1

横浜市都市整備局景観調整課 景観担当あて

(3) FAX の場合

FAX 番号：045-550-4935

横浜市都市整備局景観調整課 景観担当あて

3 注意事項

(1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

(3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市都市整備局景観調整課 景観担当あて

電話番号：045-671-3470

※電話でのご意見の受付及びご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。